

いしかわ健康経営宣言企業認定制度実施要綱

(趣旨)

第1条 健康寿命の延伸のためには、生活習慣病の発症・重症化予防が重要であり、とりわけ生活習慣病の発症リスクが高くなる働く世代への効果的な取り組み支援が重要である。

そこで、健康経営に取り組む企業等を「いしかわ健康経営宣言企業」(以下「宣言企業」という。)として認定し、支援することにより、働く世代の健康づくりを推進する。

(実施主体)

第2条 本事業は、県及び全国健康保険協会石川支部(以下「協会けんぽ石川支部」という。)及び健康保険組合連合会石川連合会(以下「健保連石川連合会」という。)等の保険者が協働して実施する。

(対象)

第3条 次に掲げる全てに該当する企業、団体等(以下「企業等」という。)を対象とする。

- (1) 県内に事業所を有し、かつ従業員の健康づくりに意欲的であること
- (2) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び健康増進法(平成14年法律第103号)等の関係法令が遵守されていること
- (3) 宗教活動や特定の政治団体活動を行っていないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に定める暴力団ではないこと及びそれと関係を有していないこと

(認定手続き及び認定証の交付)

第4条 認定を希望する企業等は、県に申込書(様式1)を提出するものとする。協会けんぽ石川支部及び健保連石川連合会の加入企業は、各保険者が実施する健康企業宣言にかかるエントリーを行ったうえで、申込書を加入保険者に提出することで、宣言企業への申し込みを行う。

2 県は、申込内容の審査を行い、適当と認められる場合には宣言企業として認定する。

3 県は、宣言企業に認定した企業に対し、認定証を交付し、県ホームページに企業名等を掲載する。

(県の支援)

第5条 県は、宣言企業に対して、次のとおり支援を行う。

- (1) 県のホームページ等で従業員の健康づくりに積極的に取り組む企業等としての広報
- (2) 健康情報や県主催イベント等の情報提供
- (3) 従業員の健康づくりの取組に係る相談・支援
- (4) 県の入札工事参加資格申請時の加点(建設工事、物品の製造の請負、物品の購入等、建築物管理業務)
- (5) 特に優良な取り組みを行う企業等に対する表彰

(取り組み状況の報告)

第6条 宣言企業は毎年5月末までに、前年度(年度とは、4月1日から翌年の3月31日までをいう。)の取り組みを実施報告書(様式2)に記入し、県に提出する。ただし、1月以降に宣言企業となった場合は、当該年度の報告対象とはならない。

- 2 協会けんぽ石川支部及び健保連石川連合会の加入企業は、各保険者が実施する健康企業宣言にかかる実施報告書を加入保険者に提出することで、前年度の取り組み状況の報告を行う。
- 3 県は、実施報告書のほか、取り組み状況の確認に参考となる資料の提出を求めることができる。

(認定期間)

第7条 宣言企業の認定期間は、認定した年度の末日までとする。なお、前条の定めにより実施報告書の提出があった場合は、認定期間を翌年度の末日までに更新する。ただし、1月以降に宣言企業となった場合は、認定期間を翌年度の末日までとする。

(知事表彰)

第8条 県は宣言企業のうち、取り組み実績が優良で他企業の模範となる取り組みを継続的に実施する企業に対して、別に定める基準に基づき知事表彰を行う。

(認定証の書換交付)

第9条 宣言企業は、企業等の名称又は所在地に変更があったときは、速やかに登録内容変更届(様式3)を県に提出するものとする。

- 2 前項の変更を届け出るときは、認定証を添えて提出する
- 3 県は変更内容の確認を行い、認定証の書換交付を行う。

(認定証の再交付)

第10条 宣言企業は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、認定証の再交付を申請することができる。

- 2 前項の申請をするには、認定証再交付申請書(様式4)を県に提出するものとする。
- 3 宣言企業は、認定書の再交付を受けた後、失った認定書を発見したときは、県に返納を行う。

(認定の取消)

第11条 県は次のいずれかに該当する場合、宣言企業の認定を取り消すことができる。

- ア 企業等が取り組みを継続できなくなり、中止届(様式5)が提出されたとき
 - イ 合理的な理由なく、第6条に定める取り組み内容の報告が提出されなかったとき
 - ウ 法令違反等、県民の信頼を損なう行為を行ったとき
 - エ 従業員の健康を害するおそれのある行為を行ったとき
- 2 認定取り消しとなった企業は、認定証の返納を行う。

3 再び取り組みを行う場合には、申込書の提出から行う。

(その他)

第12条 この要綱における県は、県健康推進課及び県保健福祉センターとする。

附則

この要綱は、平成30年6月21日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年5月14日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。